

別表十三(五)
 「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		(号該当)	事業年度又は連結事業年度	法人名	()	
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	譲渡した資産の所在地	3				計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	
	対価の額	6	円	円	円	円
	帳簿価額	7				
	譲渡に要した経費の額	8				
	計	9				
	(7) + (8)					
差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11				
	取得した買換資産の所在地	12				
	取得年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
	取得価額	20	円	円	円	円
(14) × $\frac{(18)-(19)}{(18)}$						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
	買換資産の取得のための(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
	圧縮基礎取得価額	23				
	((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)					
	買換資産の取得に充てられた前期末の取得価額	24				
	買換資産の取得に充てられた前期末の帳簿価額	25				
	圧縮基礎取得価額	26				
	$(23) \times \frac{(25)}{(24)}$					
	圧縮限度額	27				
	((23)又は(26)) × (10) × $\frac{80.70又は75}{100}$					
圧縮限度超過額	28					
(21) - (27)						
取得価額に算入しない金額	29					
((21)と(27)のうち少ない金額)又は((21)と(27)のうち少ない金額) × $\frac{(24)}{(25)}$						
対価の額の合計額	対価の額の合計額	30	円			円
	(6の計)					
	特別勘定に経理した金額	37				
	繰入限度額	38				
	(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額					
	繰入限度額	39				
	$(38) \times (10) \times \frac{80.70又は75}{100}$					
	繰入限度超過額	40				
	(37) - (39)					
	翌期繰越額の計算	41				
当初の特別勘定の金額	42					
(繰入事業年度の(37) - (40))						
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	43					
当期中に益金の額に算入すべき金額	44					
期末特別勘定残額	44					
(41) - (42) - (43)						
対価の額の合計額	36					
(33) - (34) - (35)						
翌期繰越す対価の額の合計額						
(37)と(39)のうち少ない金額 ÷ 2						
同上のうち前期末資産の取得に充						
当期中において買換資産の取得に充てた金額	35					
翌期繰越す対価の額の合計額	36					
(33) - (34) - (35)						

P59参照

P60参照

その他参考となる事項

別表十三(五) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10532	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10533	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10356	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		10405	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10357	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」若しくは「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」若しくは「平成29年旧措置法第68条の80」	10540	

※ 「第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「37」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第3号該当)		10362	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第4号該当)		10406	
日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10363	

※ 「第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。